別表第七の二号（第65条第１項関係）

第２　衛星基幹放送に係る事業計画書

［表略］

［注１　略］

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⑮　略］

別表第七の三号（第65条第１項関係）

第３　移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

［表略］

［注１　略］

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

［⑴～⑸　略］

⑹　別紙⑹は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注４）　略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

［⑺～⑭　略］

別表第九号（第65条第２項関係）

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

１　業務を確実に実施することができる体制

別表第七の二号（第65条第１項関係）

第２　衛星基幹放送に係る事業計画書

［表同左］

［注１　同左］

注２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⑮　同左］

別表第七の三号（第65条第１項関係）

第３　移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

［表同左］

［注１　同左］

注２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注４）　同左］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

［⑺～⑭　同左］

別表第九号（第65条第２項関係）

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

１　業務を確実に実施することができる体制